

# 入院時食事療養費の



## お知らせ

入院したときの食事代は、1食につき490円の患者様自己負担が発生します。（指定難病患者の方は280円）この自己負担額は「食事療養標準負担額」といい、厚生労働大臣が額を定めます。ただし、低所得者（住民税非課税世帯）の方は標準負担額が軽減されます。なお、食事療養標準負担額は高額療養費の支給対象にはなりません。

### 入院時の標準負担額（1食あたり）

対象者	食事療養標準負担額	
一般	490円／1食	
指定難病患者	280円／1食	
低所得者Ⅱ	過去1年間の入院期間が 90日まで	230円／1食
	過去1年間の入院期間が 91日目以後	180円／1食
低所得者Ⅰ	110円／1食	

※ 低所得者とは、市区町村民税非課税者の方です。必ず保険者（各地町村の国民健康保険係又は各健康保険組合等）で標準負担額の減額申請を行い、発行されました**標準負担額認定証を1階3番入退院窓口に提示してください。**